

福岡のまちと共生する屋台を目指して

「福岡市屋台基本条例」が制定されました。



目指していく屋台の将来像

市民や地域、
観光客に理解され、
愛される屋台

観光資源として
福岡市を広報する
ことができる屋台

まちのにぎわいや
人々の交流の場を
つくり出し、まちの
魅力を高める屋台

(条例第2条から抜粋)

平成25年(2013年)

9月1日から
施行



「福岡市屋台基本条例」とは…?

屋台は福岡の独自の魅力となっており、まちのにぎわいを創出する機能や観光資源としての効用を持っています。しかし、福岡の屋台は道路や公園の公共の場にあり、通行の阻害などの問題もあります。

そのため、屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となるために、公共空間における屋台営業にかかる施策の基本的事項を定めた条例を制定しました。

福岡のまちと共生する屋台を目指して

市の責務

- 屋台の効用を高め、活用するために必要な施策の実施
- 屋台業者等の指導監督
- 屋台営業の適正化に必要な施策の実施



屋台業者等の責務

- 屋台基本条例、道路法、都市公園法等の法令・営業ルールへの順守
- 安全で安心な飲食及びサービスの提供
- 屋台の魅力を高めるための努力
- 屋台営業場所近隣の地域住民への配慮
- 地域の清掃活動に参加する等地域への貢献



利用者の責務

- 屋台営業場所近隣の地域住民に配慮した屋台の利用
- 屋台営業の適正化への協力



屋台のルール

屋台の営業時間



9月1日(日)から、屋台は午後5時以降準備を始めます。準備中はお待ちください。

屋台外営業の禁止



通行の安全のため、屋台外の道路、公園にテーブルや椅子を設けての営業はできません。満員の際は、通行の妨げにならないようお待ちください。

生ものの提供禁止



屋台では、刺身、ポテトサラダ、おきょうなど生ものは提供できません。

メニューの明示



屋台では、メニューと値段を明示しなければいけません。メニュー表で値段を確認してから注文をしましょう。また、会計に疑問があるときは、その場で確認しましょう。

トイレの確保



屋台利用者等が利用するトイレは、屋台業者自ら確保に努めることとなっています。トイレの場所は屋台業者にお尋ねください。また、利用者も必ずトイレを利用しましょう。

節度ある利用を



屋台の近隣に住む人の迷惑を考慮して、大声で騒がないように注意しましょう。

市は、道路や公園という公共空間での屋台営業は、まちのにぎわいや人々の交流の場となることから、大きさや時間などの営業ルールを守ることを前提に営業を許可しています。また、新規の屋台業者を公募する制度を規定しました。重大な違反や繰り返し違反をする屋台業者に対しては、許可の停止・取り消しも行います。

また、屋台ごとに、営業ルールを守っているかを点数化し、その結果を市ホームページ等で公表します。新規屋台業者の公募は、営業ルールの順守状況などを見ながらの実施となります。市はこれからも巡回指導等により、屋台営業の適正化に取り組みながら、屋台が福岡のまちと共生する存在となるよう施策を推進していきます。

お問い合わせ先

- ◆福岡市道路下水道局管理部路政課(道路上の屋台について)…………… ☎ 092-711-4458 FAX:092-733-5591
- ◆福岡市住宅都市局みどりのまち推進部みどり管理課(公園内の屋台について)…………… ☎ 092-711-4407 FAX:092-733-5590
- ◆福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課(食品衛生について)…………… ☎ 092-711-4277 FAX:092-733-5588
- ◆福岡市経済観光文化局観光コンベンション部都市観光推進課(条例・公募について)…………… ☎ 092-711-4646 FAX:092-762-4442